

湯島三丁目地域におけるネズミ緊急対策について

1 趣旨

繁華街におけるドブネズミの出没により区民及び事業者が対応に苦慮する事例が増加傾向にある中、特にその状況が顕著と考えられる地域においてネズミ緊急対策を実施する。

2 実施地域

湯島三丁目 35 番から 46 番まで（下図のとおり）



3 実施内容

(1) 生息調査・防除作業

専門の事業者へ委託し、エリア内に殺鼠剤を含む餌箱を設置し、餌を食べた状況から、エリア周辺のドブネズミの生息等状況を把握するとともに、絶対数の減少を図る。併せて、夜間のゴミの状況について巡回点検を行い、区内店舗等への周知・啓発につなげていく。

(2) ネズミ忌避剤等の配付

ネズミがビル、店舗及びゴミ置き場等に近寄らないよう、忌避剤等の物品を町会・商店会に配付する。

(3) ゴミの管理方法に関する周知・啓発

ネズミを防ぐためのゴミの管理方法等について、印刷物の配布等により町会・商店会やエリア内の事業者（主に食品関係施設）に周知・啓発を行う。

4 実施時期

令和5年12月下旬から令和6年3月下旬まで

5 その他

同地域における令和6年4月以降の対策については、本事業実施による効果や、隣接する台東区との情報交換を踏まえて検討する。